

審議事項（9）	「役員報酬等及び費用に関する規程」の一部改正について
---------	----------------------------

「役員報酬等及び費用に関する規程」の一部改正関係資料編

資料 1 P1

資料 2 P2

他県ト協等の役員報酬額の状況

(1) 他のトラック協会の情報開示された役員報酬額

- ①全ト協
 - ・理事長 月額 1 2 0 万円以下の範囲内 (年総額 1980 万円)
 - ・専務理事 月額 1 1 0 万円以下の範囲内 (年総額 1815 万円)
 - ・常務理事 月額 9 0 万円以下の範囲内 (年総額 1485 万円)
- ※月額報酬のほか、賞与が年間 4.45 月分支給される。

- ②沖縄県ト協
 - ・専務理事 月額 5 8 万円以下の範囲内 (年総額 696 万円)
 - ・常務理事 月額 5 0 万円以下の範囲内 (年総額 600 万円)

③島根県ト協 専務理事 月額 5 0 万円以下の範囲 (410 社)

④山口県ト協 専務理事 令和 4 年度予算 7 9 7 万円 (780 社)

⑤徳島県ト協 専務理事 令和 4 年度予算 6 4 9 万 5 千円 (318 社)

(2) 長崎県トラック協会提供 「専務理事報酬水準」データ (令和 3 年 4 月調べ)

(会員数)	専務出身 母体	ト協報酬額	
福岡県 (2,343 社)	運輸局	7 2 0 万円	
佐賀県 (533 社)	警察	5 7 0 万円	+別途陸災防報酬
長崎県 (524 社)	県庁	4 5 0 万円	
大分県 (525 社)	県庁	5 4 0 万円	+別途陸災防報酬
宮崎県 (457 社)	協会	8 0 0 万円	
鹿児島県 (832 社)	県庁	5 2 8 万円	
沖縄県 (681 社)	運輸局	5 6 4 万円	

他県平均 5 9 6 万円

熊本県 (765 社) 専務理事の役員報酬水準

令和 3 年度 役員就任 II 等級支払額 3 8 6 万 3 千円

※令和 3 年度は九州で低位の水準であった。

令和 5 年度 V 等級による支払見込 5 4 8 万 4 千円

熊ト協の役員報酬関係の現行規定

(1) 定款 第14条 (抄)

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 役員~~の報酬等及び費用に関する規程~~

(2) 役員~~の報酬等及び費用に関する規程~~ (抄)

(報酬等の額の決定)

第4条 本協会の常勤役員~~の報酬総額及び支給基準は、総会で決定し別表第1「常勤役員に対する事業年度の報酬総額」及び別表第2「常勤役員に対する事業年度の報酬額の支給基準」に明記する。~~

- 2 常勤役員に支給する報酬月額~~は、別表第1及び別表第2に定める範囲内において理事会で決定する。~~

別表第1 常勤役員に対する事業年度の報酬総額

1人あたりの常勤役員に対する 事業年度の報酬総額	600万円
-----------------------------	-------

別表第2 常勤役員に対する事業年度の報酬額の支給基準

- 1 個別の報酬額(月額)は下記の支給基準の範囲内で、理事会において決定する。

等級 ↔	役職 ↔	報酬額(月額) ↔	役職 ↔	報酬額(月額) ↔
I等級 ↔	専務理事 ↔	369千円 ↔	常務理事 ↔	347千円 ↔
II等級 ↔	同上 ↔	399千円 ↔	同上 ↔	376千円 ↔
III等級 ↔	同上 ↔	421千円 ↔	同上 ↔	397千円 ↔
IV等級 ↔	同上 ↔	435千円 ↔	同上 ↔	410千円 ↔
V等級 ↔	同上 ↔	457千円 ↔	同上 ↔	431千円 ↔

* 報酬額(月額)には、通勤手当は含まない。

※役員報酬規程の制定の経緯

平成14年4月1日 制定
 平成15年8月1日 改正
 平成17年7月6日 改正
 平成24年9月25日 改正
 令和2年6月11日 改正(現行規程)